

津市監査委員告示第8号

令和3年4月15日付けで提出された住民監査請求書の監査の結果、監査委員が行った勧告に対する市長が講じた措置の内容について、同年6月14日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項後段の規定に基づき、公表する。

令和3年6月18日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

1 監査の結果及び勧告の内容（要旨）

(1) 住民監査請求の内容

報道によれば、「①津市相生町の元自治会長田邊哲司（以下「元自治会長」という。）と塗装業の増田宏和は、共謀のうえ、平成27年2月、相生町自治会の集会所の修繕工事をめぐり、津市に虚偽の申請をして補助金100万円を騙取した。②元自治会長と増田宏和は、共謀のうえ、平成29年12月、相生町自治会の掲示板2基を設置した費用として約26万5千円を支払ったとする虚偽の領収書を津市に提出し、補助金上限額の13万円を騙取した。③元自治会長と社員端地満は、共謀のうえ、相生町自治会に設置したごみ収集庫5基の工事代金支払額が約245万円とする虚偽の領収書などを津市に提出し、令和元年7月3日に75万円を指定口座に振り込ませて騙取した。」として、津警察署に逮捕されたあと起訴されたと報じられているが、3件の詐欺事件について、津市長は、元自治会長らに対し、騙取した補助金を返還させるための措置として、不法行為に基づく損害賠償請求をしていない。

この怠慢は、市民の血税を不当に流出させておきながら、債権の回収を怠る行為として違法であることを確認する旨の監査を求め、また、被害回復のために速やかに損害賠償請求訴訟などしかるべき法的手段をとるよう津市監査委員が津市長に勧告することを求める。

(2) 監査の結果の内容

津市長は、告訴した3件の補助金返還請求権を行使することを怠っていると認められるため、本件請求には理由があるものと認めた。

(3) 勧告の内容（要旨）

ア 勧告で示した期間

令和3年6月14日

イ 勧告の内容

津市長は、詐取された3件の告訴に係る補助金について、令和3年6月14日までに、津市補助金等交付規則第15条の規定に基づき交付確定及び交付決定を取り消し、同規則第16条に基づきその取消しに係る補助金及び加算金を付して返還することを請求するための措置を講じるよう、地方自治法第242条第5項の規定に基づき勧告する。

2 措置の内容（要旨）

(1) 津市集会所建築等補助金及び津市自治会掲示板設置補助金について

相生町自治会に対し交付した次の補助金について、令和3年6月8日付けで、同自治会に対し、交付決定を取り消し、法定利率による遅延損害金を付して返還するよう請求（返還命令）を行うとともに、同自治会長個人に対しては、補助金返還請求相当額の損害賠償金及び法定利率による遅延損害金を支払うよう請求した。

ア 平成26年度津市集会所建築等補助金1,000,000円

イ 平成26年度、平成28年度及び平成29年度津市自治会掲示板設置補助金325,000円

(2) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金について

平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和元年度及び令和2年度に相生町自治会に対し交付した津市ごみ一時集積所設置等事業補助金5,850,000円について、令和3年6月8日付けで、同自治会に対し、交付決定を取り消し、法定利率による遅延損害金を付して返還するよう請求（返還命令）を行うとともに、同自治会長個人に対しては、補助金返還請求相当額の損害賠償金及び法定利率による遅延損害金を支払うよう請求した。

以上